

令和6年度 教育・子ども関連施策予算（案）

(R6.1.29現在)



教育・子ども関連予算

◆ 一般会計全体では、対前年度比3.1%増

◆ 教育・子ども関連予算(10款「教育費」と3款2項「児童福祉費」の計)は、対前年度比20.0%増(63.9億⇒76.7億 +12.8億)

【増減の主な要因】

- ・教育費：浜益区義務教育学校整備事業+5億6,200万円、樽川中学校エレベーター新設+8,300万円、AIDリル導入事業▲9,700万円、花川南中学校大規模改修事業▲8,900万円
- ・児童福祉費：認定こども園整備事業交付金+2億4,800万円、児童手当支給事業+1億7,100万円、特定教育・保育等給付費負担金+1億3,300万円、はまます保育園建設事業+1億2,500万円

(単位：円)

	令和5年度（肉付補正後）		令和6年度		増減	
		構成比率		構成比率		増減率
一般会計全体	350億2,000万	100.0%	361億2,000万	100.0%	11億0,000万	3.1%
①教育費	22億8,000万	6.5%	28億9,000万	8.0%	6億1,000万	26.8%
②民生費	118億4,000万	33.8%	123億7,000万	34.2%	5億3,000万	4.5%
③児童福祉費	41億1,000万	11.7%	47億8,000万	13.2%	6億7,000万	16.3%
教育・子ども関連予算 (①+③)	63億9,000万	18.2%	76億7,000万	21.2%	12億8,000万	20.0%

※金額等は速報値のため若干変動する場合があります。

※金額は100万単位で四捨五入しています。

令和6年度 主な教育・子ども関連施策事業の概要

◆ 「教育大綱」の方針等を踏まえ、子どもが子どもらしく育まれ、夢や志を持てる社会の実現に向け、重点的に推進すべき施策について所要の措置を講じる。

取組の柱1 次代を築く全ての子どもたちが、安心して学習することができる環境を整えます。

■【継続】（仮称）浜益学園整備事業	5億6,170万円
■【新規】はまます保育園建設事業	1億2,500万円

浜益小・中学校の統合による義務教育学校とはまます保育園の機能を集約するため、校舎の建設及び既存校舎の改修を2年間で行う。（1年目）

■【拡充】ICT支援員活用事業	566万円
-----------------	-------

教育におけるICT環境の改善を図るため、学校へ派遣するICT支援員を1名増員し、2名体制とする。

■【拡充】不登校支援事業	450万円
--------------	-------

不登校児童生徒の居場所である教育支援センター「ふらっとくらぶ」の支援体制の充実を図るため、青少年育成支援アドバイザーを1名増員するとともに、処遇の改善を行う。

令和6年度 主な教育・子ども関連施策事業の概要

取組の柱2 学びや成長の機会を充実させ、子どもたちの可能性を広げます。

■【継続】子どもの権利に関する条例検討事業 230万円

市民ワークショップや検討委員会が出された意見を活かした子どもの権利に関する条例を制定し広く市民に周知するための取組を実施する。

■【新規】子どもビジョン策定事業 500万円

子どもビジョン（市町村こども計画等）の次期計画を策定する。

■【新規】子どもの居場所づくり推進事業 493万円

学習が苦手な小中学生や不登校児の学びの居場所を確保する。

■【新規】児童館・放課後児童クラブ冷房設置事業 6,090万円

児童館4館及び放課後児童クラブに冷房設備を設置する。

■【拡充】医療的ケア児保育支援事業 1,899万円

保育所や学校等で医療的ケア児を受け入れるために必要な看護師、コーディネーター、保育士の配置等、安定的・継続的な支援体制を整備する。

令和6年度 主な教育・子ども関連施策事業の概要

取組の柱3 新しい時代を生きる力と豊かな人間性をこの石狩の地で育み、独創性と高い志をもった「いしかりっ子」を育てます。

■【拡充】子ども医療費助成事業 2, 475万円

子どもの健康の保持・増進及び子育て家庭への支援の充実を図るため、通院に係る医療費助成の対象を中学3年生まで拡大する。

■【拡充】第2子以降の保育料無償化事業 1, 389万円

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、世帯の収入やきょうだいの年齢に関わらず、特定教育・保育施設等を利用する第2子以降の保育料を無償化する。

■【新規】木育ファーストウッド事業 300万円

木育の推進と林業活性化を図るため、森林環境譲与税を活用し、新生児への誕生祝い品として地域材による木製玩具を贈呈する

■【拡充】部活動地域移行事業 468万円

部活動地域移行の一環として、中学校における適切な活動時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めるため、中学校に配置する部活動指導員を2名増員し、5名体制とする。